

## 野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付要綱

(平成16年7月20日付け 長野県告示 445号)  
 (平成16年12月27日付け 長野県告示 695号)  
 (平成17年4月1日付け 林務部長通知17森第139号)  
 (平成18年4月10日付け 生活環境部長通知18森第96号)  
 (平成19年4月19日付け 林務部長通知19森第79号)  
 (平成19年12月21日付け 林務部長通知19森第631号)  
 (平成20年8月11日付け 林務部長通知20森推野第114号)  
 (平成22年3月31日付け 林務部長通知21森推野第213号)  
 (平成23年3月30日付け 林務部長通知22森推野第195号)  
 (平成24年4月13日付け 林務部長通知24森推野第14号)  
 (平成25年3月26日付け 林務部長通知24森推野第213号)  
 (平成25年7月22日付け 林務部長通知25森推野第73号)  
 (平成26年3月31日付け 林務部長通知25森推野第241号)  
 (平成28年3月31日付け 林務部長通知27森推鳥第321号)  
 (平成29年3月29日付け 林務部長通知28森推進第340号)  
 (平成31年4月1日付け 林務部長通知31森推鳥第5号)  
 (令和5年12月18日付け 林務部長通知5森推鳥第238号)  
 (令和6年5月10日付け 林務部長通知6森推第183号)

### (趣旨)

第1 この要綱は、地域の実状に応じた野生鳥獣による被害対策を地域住民が自ら考え、及び実施することにより、地域住民と野生鳥獣の共存を実現するため、団体又は農林業者等が行う野生鳥獣総合管理対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び国の定める通達等に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の種類、経費及び補助率)

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の種類、経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

事業の種類	経 費	補助率
野生鳥獣被害防除対策	追い払い事業 市町村、集落又は保護管理対策協議会（長野県鳥獣保護管理事業計画に基づき市町村が主たる構成員として設置されているものをいう。以下同じ。）が森林等で食害等の被害を発生させている野生鳥獣を追い払うために使用する器具の購入に要する経費	2分の1以内
	造林木保護事業 市町村、森林組合、生産森林組合、森林整備法人及び森林法施行令第11条第7号又は第8号で定める団体が行うニホンジカ、ニホンカモシカ等による造林木等被害防止のための忌避剤や防護資材の設置及び資材の購入に要する経費	2分の1以内
	食害防止物理柵事業 市町村、森林組合、生産森林組合、森林整備法人及び森林法施行令第11条第7号又は第8号で定める団体が行うニホンジカ、ニホンカモシカ等による造林木食害防止のための物理柵の設置及び資材の購入に要する経費	2分の1以内
	樹皮剥ぎ防止テープ巻き事業 市町村、森林組合、生産森林組合、森林整備法人及び森林法施行令第11条第7号又は第8号で定める団体が行うツキノワグマ等による造林木の樹皮剥ぎを防止するためのテープ巻き等の施工及び資材の購入に要する経費	2分の1以内

事業の種類		経 費	補助率
野生鳥獣被害 防除対策	緩衝帯整備事業	市町村、森林組合、生産森林組合、森林整備法人及び森林法施行令第11条第7号又は第8号で定める団体が行う野生鳥獣を人里へ出没しにくくするための森林整備等に要する経費	2分の1以内
	集落等捕獲隊活動支援事業	市町村、集落又は保護管理対策協議会が行うニホンジカ等の捕獲において、集落等捕獲隊が行う、止め刺し、見回り、埋設処理等に要する経費	2分の1以内
野生鳥獣捕獲・管理	広域捕獲支援事業	市町村又は保護管理対策協議会が行うニホンジカ等の個体数調整において、広域捕獲隊を編成した捕獲にあたっての事前準備等に要する経費及び捕獲実施、残渣処理場整備等に要する経費	2分の1以内
	シカ大量捕獲施設設置事業	市町村又は保護管理対策協議会が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の許可を受け、ニホンジカを大量捕獲するための施設の設置等に要する経費	2分の1以内
	捕獲檻等購入支援事業	市町村、保護管理対策協議会、森林組合、農業協同組合及び牧野組合等が行うニホンザル、イノシシ又はニホンジカ等を捕獲するための檻やわなの購入に要する経費	2分の1以内
	搬出機材整備支援事業	市町村又は保護管理対策協議会が捕獲したニホンジカ等を搬出するための機材の購入に要する経費	2分の1以内
	大型獣緊急捕獲・放獣事業	市町村又は保護管理対策協議会が行う、ツキノワグマの学習放獣及び市街地等に出没した大型獣の捕獲等に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 人畜、農作物等へ危害を加え、又は加えるおそれのあるツキノワグマを捕獲するためのはこわなの購入及び設置管理に要する経費 (2) 捕獲又は錯誤捕獲したツキノワグマを奥山等へ放獣するために要する経費 (3) 市街地等（人身被害に直結するおそれのある場所）に出没した大型獣（ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、カモシカ、ニホンザル）の捕獲、放獣、追い払いに要する人件費、資材費、交通費	2分の1以内
	個体数調整事業	市町村又は保護管理対策協議会が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の許可を受け、鳥獣被害対策実施隊によるニホンジカ、ニホンザル又はイノシシの幼獣の数の調整を目的として捕獲するために要する査定経費及び捕獲した個体を埋設又は焼却するために要する経費	2分の1以内
	鳥獣被害対策実施隊員支援事業	市町村又は、保護管理対策協議会が鳥獣被害対策実施隊員へ補助するために要する経費	2分の1以内

事業の種類		経 費	補助率
野生鳥獣捕獲・管理	再造林推進シカ捕獲サポート事業	市町村が森林内での鳥獣被害対策の補助的業務を担う組織（以下「林内捕獲サポート隊」という。）を設置する場合において、次に掲げる事項を実施するのに要する経費 (1) 林内捕獲サポート隊の作業内容に係る研修、会議等 (2) 林内捕獲サポート隊が実施するわなの見回り及び給餌作業等の捕獲活動に係る補助的作業やシカ防護柵等の見回り	10分の10以内
野生鳥獣保護管理体制整備	銃猟者確保・育成支援事業	市町村又は、保護管理対策協議会が新規銃猟者の銃砲所持許可取得に対して補助するために要する経費及び新規銃猟者を確保・育成するために熟練狩猟者が行う指導に対して補助するために要する経費	2分の1以内
	銃猟者育成射撃場整備事業	市町村、広域連合、郡町村会又は、保護管理対策協議会が猟友会の管理運営する射撃場の整備を補助するために要する経費	2分の1以内
ジビエ活用推進	食肉処理施設等整備事業	市町村又は市町村を補助事業者として森林組合、林業者等の組織する団体、地方公共団体が出資する法人が実施する食肉処理施設の整備に要する経費	2分の1以内

（補助金交付の条件）

第3 次に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 補助事業に係る経費の配分又は内容を変更改しようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
  - ア 事業種類相互間において補助金の2割を超えて流用しようとするとき。
  - イ 事業の実施場所を変更しようとするとき。
  - ウ 事業種類を追加しようとするとき。
  - エ 事業の主要な実施内容を変更しようとするとき。
  - オ 補助金額を変更しようとするとき。ただし入札結果によるものを除く。
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止をしようとするとき又は補助事業が予定期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。）は、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図ること。

(補助金交付申請書等)

第4 規則第3条に規定する申請書は、野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付申請書及び野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付変更申請書によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画内訳書

(2) 事業実施位置図

(3) 前2号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

3 前第2項の書類の提出期限は、別に定める。

4 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。

ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。この場合において、補助事業者は、第7第1項又は第2項の規定による報告をするものとする。

(変更承認申請)

第5 第3第1号又は第2号の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助事業に係る経費の配分又は内容を変更しようとするとき 野生鳥獣総合管理対策事業変更承認申請書

(2) 補助事業を中止しようとするとき 野生鳥獣総合管理対策事業中止承認申請書

(3) 補助事業を廃止しようとするとき 野生鳥獣総合管理対策事業廃止承認申請書

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき 野生鳥獣総合管理対策事業完了期限延長承認申請書

(実績報告等)

第6 規則第12条第1項に規定する実績報告は、野生鳥獣総合管理対策事業実績報告書によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実行内訳書

(2) 事業実施位置図

(3) 前2号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。ただし、大型獣緊急捕獲・放獣事業については、補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日とする。

(消費税仕入控除税額の報告)

第7 第4第4項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

2 第4第4項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還するものとする。

また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、規則第13条第1項の補助事業の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告するものとする。

(補助金交付の請求)

第8 補助事業者が補助金交付の請求をしようとするときは、野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付請求書を知事に提出するものとする。

(申請書等の様式)

第9 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(書類の提出部数及び経由)

第10 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、正副2部とし、補助事業施行地を管轄する地域振興局長(市にあってはその市に所在する地域振興局長。ただし、小諸市にあっては佐久地域振興局長、東御市にあっては上田地域振興局長、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地域振興局長、駒ヶ根市にあっては上伊那地域振興局長、塩尻市及び安曇野市にあっては松本地域振興局長、須坂市及び千曲市にあっては長野地域振興局長、飯山市にあっては北信地域振興局長とする。)を経由するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成16年度の事業から適用する。
- 2 この要綱の規定は、平成17年度の事業から適用する。
- 3 この要綱の規定は、平成18年度の事業から適用する。
- 4 この要綱の規定は、平成19年度の事業から適用する。
- 5 この要綱の規定は、平成20年度の事業から適用する。
- 6 この要綱の規定は、平成22年度の事業から適用する。
- 7 この要綱の規定は、平成23年度の事業から適用する。
- 8 この要綱の規定は、平成24年度の事業から適用する。
- 9 この要綱の規定は、平成25年度の事業から適用する。

- 10 この要綱の規定は、平成 25 年 8 月以降実施の事業から適用する。
- 11 この要綱の規定は、平成 26 年度の事業から適用する。
- 12 この要綱の規定は、平成 28 年度の事業から適用する。
- 13 この要綱の規定は、平成 29 年度の事業から適用する。
- 14 この要綱の規定は、平成 31 年度の事業から適用する。
- 15 この要綱の規定は、令和 5 年 12 月 18 日以降実施の事業から適用する。
- 16 この要綱の規定は、令和 6 年度の事業から適用する。